

摂関期の陣定について

はじめに

私は、平安の穏やかな時代の政治に興味をもって来た。そしてこの時代は、政治と言えは摂関政治であり、摂関家が主体となつて行う「政所政治」が行われていた、というイメージをもっていた。しかしながら、実際は、この摂関期の政治は「政所政治」ではなかった。この時代は、基本的には律令制以来の「太政官政治」が行われていたのである⁽¹⁾。

この「太政官政治」については、詳しくは後で触れることにするが、要するに最終決定を下す天皇が存在している、その決定に至るまでの過程は「陣定」に代表される公卿の合議に基づいたのであり、公卿合議によつて政治が行われていた、という事が分かったのである。そこで私は、公卿合議が、その役割として、国家の意志を形成して行くうえで、国政に大きな影響を与えたと思つた。

ところが「陣定」が、天皇にただ意見を述べるだけのものので決定権がないところから、公卿合議を軽視して天皇権力のみを重視したり⁽²⁾、最終決定は天皇が行い公卿合議には決定権がないから、公卿たちが合議を真面目にやるはずがない⁽³⁾、などという解釈をしたりする見解も出て来ている。しかしながら、そこに最終的な決定権がないからと言って、ただちに「陣定」の役割を軽視するのはどうだろうか。決定権という観点のみで、政治を見ることはできないと思う。むしろ、政治においては、最終決定に至るまでの意思形成の過程、すなわち天皇が下す最終決定のために、「陣定」で合議しあう公卿たちの合議の過程こそが、大切なのではないだろうか⁽⁴⁾。今までの「陣定」の研究は、決定権がないこと

のみにとらわれ過ぎているために、「陣定」の本当の存在意義が見えていないものが多いように思う。しかしながら私は、「陣定」は決定権がないということよりも、そこでの結論に至るまでの過程こそを評価すべきだと思ふし、それが、陣定の存在意義なのではないかと思う。そこで、摂関期における「陣定」の意義について考察していこうと思う。

一、研究史の整理と問題の所在—陣定評価の流れ—

(1) 政所政治論

はじめに本格的に、陣定について論及したのは藤木邦彦氏である⁽⁵⁾。藤木氏は、陣定に着目され、その合議での進行的仕方(まず上卿から合議を行うことを通告する。そして、あらかじめ参考として弁官や外記に先例や勘文を用意させておく。そして合議では、公卿が最末の位次の人から順番に意見を申し述べて行く。その後、軽事ならば口頭で奏聞するが、普通は定文が作成される。)や、審議事項(即位、誓固、改元、対外問題などの大事から、年中行事的な節会執行のための雑事、賀茂祭などの神事、仁王会などの仏事、叙位、任官、除官など)を概観された。そして、「たとえ形式的に整えることが他のどこかで行われたとしても、当時の国政運営はほとんどここで決せられた」と論じられた。

しかし、政所政治論(「摂関家の政所が、国政の中心に位置して、国政を動かしていた」とする説)の立場から述べられており、「内裏の近衛官の詰所のような端で、政治の真に実際的な事が行われるようになった事は、当時の政治の縮小化という傾向を表して、国政の天皇家の

尾崎 典子

家政化の傾向をよく表している。政治の実際的な決定は、陣定以外のところで行われていた」として、藤木氏が実際的な事が行われるようになった、と評価されている陣定も、儀式化した例にもれず、ひたすら先例に頼る事なかれ主義になってしまった、という評価をされた。これらの考え方は現在、倉本一弘氏^⑥、井原今朝男氏^⑦の論の中に復活して来ている。また、陣定の起源について考察され、「儀式的に面倒なものであったために、それほど大事でないものや、その準備的段階は、公卿の日常の座所である宜陽殿の近くの、簡単でしかも機密を守れる場所を選んで、実質的な談合を行おうとした」ところからおこったのではないかと推測された。

なお、大津透氏^⑧、美川圭氏^⑨、坂本賞三氏^⑩、大西幸恵氏^⑪らが明らかにされているように、陣定には上卿と参議一人によって決裁できる陣定と公卿の合議を必要とする陣定の二種類があるが、藤木氏はこの二種類の陣定の区分をされておられない。

(2) 太政官政治論

これに対して、藤木氏の研究を受け継ぎながらも、「国政の中心は、太政官を中心とする政治機構にあり、そこで政治が運営されたとみるべきだ」と、初めて太政官政治論から陣定をとらえられたのが、橋本義彦氏である^⑫。橋本氏は、まず、政所政治に関して「もちろん当時最高の権門である摂関家政所の家政が、国政に影響を与えなかつたはずはないが、そのことと国政機関であつたか否かとはい次元の違う問題である」と評価された。そして、政所政治というものを考える根拠の一つとして、当時内裏が焼失すると、天皇は摂関家のもつ邸宅の一つを里内裏としてそこに移るが、その際、その摂関の私邸には摂関がおり、摂関家政所がおかれていただろう、したがって摂関家政所は国政に密接に関与したであろうという推測がなされることがあつた、という考えがあることに對

して、従来の里内裏観（「内裏がしばしば焼失し、摂関の私家を里内裏とすることが多くなったため、おのずから摂関の私家で政治をとられるようになった」という説）を分析された。そして、「①天皇の仮皇居滞在期間はそれほど長くなかつた。②天徳四年の内裏焼失以降の仮皇居を、摂関の私邸とするのは正しくない。仮皇居は、後院、臣下の私家、里亭皇居に分けられるが、この中でも、里亭皇居こそが里内裏にふさわしいのである。」という二点から、この考えは「正しくない」という結論を出された。そして、政所政治が誤つた考えであることを明らかにされた。しかし、「朝政・官政以下の政が衰退していく反面、政務の実質はしだいに陣定以下の定に移つて」いつたと指摘されておられる点については、疑問を感じる。これに対しては、曾我氏が、「そもそも諸司・諸国からの上申事項を聞く『政』と、案件の審議を行う『定』とは相対立するものではない」と言われているように^⑬、『政』の衰退によつて、『定』が出て来た訳ではなく、これらは同時に存在しなければならぬものだ、と考えられるのである。太政官政治においては、まず『定』を申文ルートで行い、何らかの問題が生じた場合には天皇が必要であると判断して命を出した時に、『政』の一連の流れの中で『定』が行われたのであり、両者の盛衰を関連づけるのには疑問を感じる。

また、橋本氏とほぼ同様の太政官政治論の見解から、政所政治を批判した人として、土田直鎮氏が挙げられる^⑭。土田氏は、まず政所政治について、政所下文の影が薄いこと、摂関政治期の記録に政所という言葉が出て来ないことから、政所家司が国政の中心に位置したなどという証拠は皆無である、として国政の中心はやはり、朝廷に在つたとされた。そして、その中でも、中心となつたのは、太政官であるとされた。そして、橋本氏と同様に、政所政治論を支えている里内裏観の誤りを指摘されると共に、「年中行事の発達と共に、朝廷は形式的な儀礼の場と化し、実際の政務は朝廷とは離れた別の場所で行われたのではないか、という

推測も立てられてきたようであるが、当時あらゆるものが一つの儀式として考えられ、その作法がやかましく言われたことは事実であるけれども、その中で行政事務自体も一種の儀式として処理されていたのであって、やはり朝廷における太政官を除いて国政を運営する場所はなかったと認められる」として、政所政治が成り立たないことを実証されて¹⁵⁾、当時の政治は太政官政治であったとされた。そして、陣定について、その内容が太政官の最高幹部である公卿たちの会議であるとして、「当時、大事はここで会議されることになっていた。大事は、儀式的なことも多く、とかく先例が重んじられていた。だが、それがすなわち当時の政治なのである。」と評価されている。また、「まずたいていは公卿の意見のとおりによよという決裁が下されるのが普通で、大事を議するといふ公卿の職責は、はなはだ悠長ではあるが、いちおうは尊重されていたと見て良い」と、陣定で公卿が天皇へ意見を述べることの意義を評価されている¹⁶⁾。しかし土田氏は、平安時代の政務全体の概説はされているが、陣定の詳細については触れておられないし、「政」と「定」との関係について明確な発言をされてはおられないように思われる。

(3) 陣定軽視論

このうち、陣定を軽視する論が出て来たが、それは倉本一弘氏、井原今朝男氏らの論である。まず、倉本氏は「陣定が開催されるかどうかは、その時の摂関の執政方針による。摂関期における最終的な国家権力は、天皇と、天皇への親権行使者たる父院(あるいは国母)と、天皇の外戚たる摂関とによって構成されるミウチ的な『権力核』であったと考えるべきだ。陣定には何らかの事情で『権力核』の関心を喚起させた場合と、大きな関心を示さない場合とがあり、前者の場合は、陣定は単なる事後承認の場になっていたこと、後者の場合は、少数の公卿の審議か上卿の単独決定によって決定された」と主張された。そして、陣定は最終決定

機関としての機能を持たず、最終的な政策の決定は『権力核』によって行われたとして、この当時は『権力核』を中心とした政治が行われていた、ということ強く主張されている。そして、倉本氏は公卿の召集のある陣定について、『権力核』が主導するに及ばない程度の議題について、不熱心な公卿たちが審議したり、上卿が単独決定をしたりした、などという解釈をされ、この陣定が『権力核』の関心と呼ぶと、『権力核』構成員の間で問題解決のためのコンセンサスがあらかじめ得られている形式的な事後承認としての陣定に転化した、という解釈をされた。さらに、陣定に参加している公卿のことについて、「政治意志を貫徹し得る可能性も熱意もあつたとは思え」ないとの評価をされている。

しかしながら、この倉本氏の論に見られるような、陣定を軽視して『権力核』なるものを中心にした考え方に対しては、私は疑問を感じている。また、倉本氏の「公卿層による陣定が実質的には最終的な政策決定機関としての機能を必ずしも有さ」ないという陣定の評価に対しては、曾我氏が、陣定はもともと貴族勢力の総意を結集するものでもなければ政策決定機関としての機能を必ずしも有するものでもなく、陣定はあくまで合議若しくは審議機関であるというの¹⁷⁾は、土田・橋本氏以来の常識である、と批判を加えられているように、私も、倉本氏のように審議機関である陣定と最終決定権者である天皇を同じレベルで論じてはならないのではないかと思う。そして、だからこそ、定文には各論を併記して、天皇などの決定を仰ぐシステムになっているのではないかと思う。つまり、もともと陣定には最終決定権などはないのに、「陣定は最終決定機関としての意義を必ずしも有さ」ない、とする倉本氏の評価は、陣定については当然のことを言われているだけなのである。それなのに、それで陣定に存在の意義がなかったかのようなとらえかたをしてしまっているのには、疑問を感じる。むしろそれよりも私は、何であろうとも陣定の審議を経なければならぬ事項があつたということ、そしていく

ら権力者と言えどもそれを無視する訳には行かなかつたということに注目して、陣定の存在意義を見て行かなければならないのではないだろうか、と思うのである。さらに倉本氏は、「陣定」について、『権力』について、『権力核』の関心の有無によって、事後承認のための公卿会議開催か上卿による半単独決定かが決まるように考えておられるが、後述するように、日時選定・参加者人選のための陣定は、そもそも上卿と参議一人で行うことになっていたことを見逃しておられる。

また井原氏は、撰関期に外記政などの「政」・官奏・陣定などが衰退することによって、公卿会議の形骸化と太政官政治ルートによる国政処理の限界が生じ、公卿会議を経ずに職事弁官を介した撰関への内覧や天皇への奏聞による新しい国政処理ルートが生まれたという新たな説を立てられて、「太政官の『政』や『定』が、合議による運営ではなく、天皇の権力を背景にした蔵人所の主導によって行われた」として蔵人頭の存在を高く評価し、『職事弁官（弁官と蔵人を兼ねる）制』を主張されている。そして、その開催頻度の低下から陣定の衰退を主張された。また、公卿らが「勅」に従う例が増えていることで、公卿自らが陣定の存在意義を否定し、奏事ルートでの処理を奨励する動きが公卿層内部から生まれて来た証拠とされた。

この井原氏の論に対しては、美川圭氏・曾我良成氏が分析を加えられている。まず美川氏は、井原氏の論の根拠となつている倉本氏の論について分析され¹⁹⁾、撰関期以前との比較がなされないまま、陣定の衰退を論じることができないのに井原氏も比較を行っていない、として批判された。そしてさらに、「公卿会議に政策決定権などないのであり、決定権のない会議に出席し、責任ある発言をするというのは人間の習性として考えにくい。出席者の発言が、消極的になるのも当然だ。陣定の存在意義は、公卿層の側にあるのではなく、天皇や撰関の側にある。公卿会議はその存在によって、天皇あるいは撰関の権力が制約を受ける面よ

りも、その権力の補完、場合によってはその強化の役割こそ重視されてしかるべき」などと陣定を評価された。しかしながら、前者の撰関期以前との比較は確かに必要であると思うが、後者の公卿会議に決定権がないからそこで公卿が責任ある発言をするとは思えない、だから陣定での意見は消極的であつたという、公卿にやる気がなかつたかのような解釈の仕方は、陣定が審議機関であることそのものを軽視されているように思える。また、美川氏の論の根底にある、天皇と公卿のどちらに権力が有つたか、などという二者択一的な考え方にも疑問を感じる。

曾我氏は²⁰⁾、天皇と撰関との間と太政官機構との間を頭弁や蔵人弁が動き回るのは当然のことであり、単なるメッセンジャーにすぎないこの人たちのことを、過大評価してしまうのには私も疑問を感じる。太政官政治の中に組み込まれている彼らが、国政にかかわつて『職事弁官政治』を行つたとは考えにくいと思う。さらに、陣定などの公卿会議の存在意義は、今正秀氏が言われているように²¹⁾、まず通常の政務では処理できない、または処理すべきではないというものについて、天皇がそれを公卿会議の議題として提示して、天皇と公卿がその問題における認識を共有し、ともに解決を図つて行くという所にあると思う。また、陣定で公卿が述べた意見は、最終決定を天皇が下すにあつた参考意見には十分になっており審議機関としての役割を果たしていると思う。以上から、これらの陣定軽視論については、私は疑問を感じている。

(4) 陣定再評価論

これに対して、陣定を再評価する人もいる。曾我良成氏、大津透氏、今正秀氏、下向井龍彦氏らである。そして私の考えも彼らの論と同じく、陣定に意義があつた、と認めるものであり、従うところが多い。まず、曾我氏は、「陣定は審議機関であり、それ自体に政策決定権はないのだから、公卿合議制と天皇の政策決定権とは対立しない」と評価され、倉

本氏、井原氏、美川氏らの論を批判されている。また、諸司・諸国からの上申事項を聴く「政」と、案件の審議を行う「定」とは、「相對立するものではない」として、藤木氏、橋本氏の論を批判されている。そして、太政官政務の流れを示され、「政」の序申文・南所申文・陣申文の過程で処理する中で何らかの問題が生じたときには、「定」で公卿によって審議が行われていたことを明確にされた⁽²¹⁾。この太政官の政務の流れについては、後で詳しく述べることにする。氏のこれらの考えには、私も同感である。陣定以下の「定」が国政の中心にあったからといって、「政」が衰えたことにはならない、と思う。しかしながら、陣定そのものについての積極的な提言は見られないように思う。

次に、大津透氏は、「国家支配の根幹が公卿会議にゆだねられており、陣定には重みがあった。天皇と公卿の相互依存によって政務が行われていた」と評価されている⁽²²⁾。また、陣定が二種類あることも指摘されている。そして、一つに諸国受領に関すること(諸国申請雑事)を上げ、もう一つに異国人来着を上げ、原則として陣定にかけられる分野がある、と主張されている。そして、諸国申請雑事の中に受領功過定が含まれており、実質的な内容を有するもの、政治判断が必要なものの多くは陣定で処理されていた、とされた。またこれに関しては、『小右記』寛仁元年(一〇一七)九月二十八日条の、「近江国司申請神寺・納官・封家長和二年並去年(去年申請)料調綾絹以見色進濟事」⁽²³⁾などの事例を挙げられ、「陣定では受領の貢納物の具体的な額や免除について実質的な審議をしており、こうした申請については陣定を聞いて公卿によって審査されるのが慣例であった」とされた。さらに、『小右記』治安元年(一〇二一)十二月十六日の陣定の事例⁽²⁴⁾から、受領の申請は最終的には陣定の公卿会議によって判断され、天皇は定の結論を重視した、とされた。

また、外交事件として、奄美島人の乱入、高麗人来寇、刀伊の入寇、

や宋人来航の事例を取り挙げられて⁽²⁵⁾、外交のことは陣定で審議されるのが通例であった、とされた。しかしながら、受領統制と外交事例のみを重視されて、これらを過大評価してしまっている所は、疑問に思う。陣定での他の審議事項にも意義はあったのではないだろうか。

次に、今氏は政務処理形態としての陣定の特質を考えるため、他の政務と比較され、公卿が一同に会して云々することが公式に行われるのは、陣定だけであったということから、「陣定では、通常の政務では処理できない、またはするべきではないと認識された議題について、天皇と公卿が政治課題としての認識を共有し、その解決を図っていた。ここで公卿が、天皇の最終的な決定のための参考意見を提示していた」と評価された。そして、当時の政治が前例に基づいて行われていたことから、公卿会議における《例》をめぐる思考⁽²⁶⁾について取り上げられた。また、公卿にとつての陣定の存在意義についても明らかにされた。氏は、「個々の公卿がそれぞれに行った《例》と事実とに関する思考の結果が開陳され、妥当性において並立した意見、すなわち、いずれもそれぞれに主張すべき根拠と妥当性を有した意見を、天皇の最終的決定の参考意見としてそのまま天皇にもたらず」ことが、陣定の役割であるとされた。またそれに対して、天皇のほうも、「自らも同様の思考を経た結果、奏された意見のうち最も高い妥当性を有する、と認識し得る見解を形成し得たならば、それを自己の決定とした」として、天皇も公卿と同じ思考構造をもっていたことを結論づけられた。そして、陣定が一定の結論を求められないものである以上は陣定そのものの過程に意義がある、と論じられた。そして、陣定では公卿が一同に会してそれぞれが意見を述べたこと、他の公卿達や天皇に自らの政治態度を表明し、他の人の意見と比較して自分の意見の妥当性を検証していくことになるので、公卿は「思考の洗練」や、「政務能力の錬磨」が可能となった、として、公卿にとつての陣定は「政治的存在としての自己が表明され、問われ、かつ

高められる場であり、しかもそれを他の公卿・天皇と共有する場であった」とされた。このような今氏の考えに対しては、確かに当時の政治は先例に基づいて処理され、陣定は天皇にとつても公卿にとつても意義があった、と思うので今氏の考えには納得させられる。しかしながら今氏は、陣定そのものの具体的な事例については検討されていないので、検証して行きたいと思う。

次に、下向井氏は、公卿議定制について決定権の有無からその意義を疑問視する見解があるが、決定権の問題だけを切り離して論議するのは一面的であり、意思決定の前提には、当然ではあるが意思形成過程がある、と主張された。そして、刀伊の入寇の実例をとりあげられて、陣定が、天皇の決定の参考意見として議定の結果が提出されるということ、また、その意見が集約されたかたちでなく意見を列挙したかたちであるとしても、審議過程での討議によってさまざまな意見が出されより良き意見に練り上げられて行くことは、より良き意見が天皇の決定を内容的に拘束し得ることとなる、としてその意義を評価された。この下向井氏の論に、私は従うところが多い。下向井氏は論文の性格上、大ざっぱな見通ししか述べられていないので、私は下向井氏の論を検証して行くような形で、この後の節で史料を読み進めて行きたいと思う。

二、摂関期の政務

摂関期の政務組織は、基本的に令の官制とかわらないものである。太政官には太政大臣・左右大臣などの大臣、その下に大納言・中納言・参議があり、彼らは公卿と言われていた。このうちで太政大臣は常置の官ではなく実際の行政事務は公卿の最上首として左大臣がこれを総括していた。これを、「一の上」と言い、道長は二十一年間もこの地位についていた。²⁷太政官の下に、太政官自体の書記局とも言うべき外記局が

あり、また、太政官と数多くの諸司、諸国を連絡する機関として左右の弁官があった

この時期の政務には、「政」と「定」があった。まず、「政」とは、諸司・諸国からの上申事項を聴くことであり、朝政・旬政の系統と、官政・外記政の系統があったが、この中で主流となり日常的に行政事務が行われていたのは、外記政であった。これは、太政官の公卿が主宰し、太政官の外記や弁官の弁およびその下にいる史などが外記局に集まって、各種の雑件を太政官を代表する公卿である上卿に上申し、上卿はその事柄・種類などに応じて、あるいは「一の上」の決裁にゆだね、あるいはさらに奏上して天皇の決裁を仰ぐ、あるいはまた、自分個人の判断でこれを処理し、それぞれの手続きを経て下命するものである。また、この外記政の準備として、弁官の行う結政（かたなし）というものがあつたが、これは、弁官が各種の上申文書をあらかじめ整理・分類し、外記政の準備を行うというものであつた。この外記政については、後で詳しく見て行くことにする。

日常の政務の「政」に対して、特に重大な問題が生じた場合には、天皇の命により公卿の会議が召集された。これを「定」と言い、殿上定（清凉殿で天皇が出御して行われる）、陣定（公卿の控室・および会議所として用いられた内裏の紫宸殿の東側にある、宜陽殿の左近衛陣で行われる）などがあつた。それではまず、「政」と「定」の関連から、政務の流れを見てみる。「政」と「定」の太政官政務処理過程における関係については、曾我氏が明らかにされているので、それをまとめていく²⁸。

1、諸司・寺社・諸国などからの申請は、弁官局を窓口にして太政官に上申された。

2、そして、外記政が行われた。

3、そこでは、まず南所で、天皇に奉勅すべき「上奏」事項と、上卿

の判断で処理が可能な「上宣」事項に振り分けられた。

4、また、事態が複雑で判断を下すのが困難な事項は、南所申文からより上級の措置である陣申文へ移された。そして、陣申文でも上卿一人では決しがたいと判断されたものが天皇のもとへ奏上され、判断を仰いだ。

5、その中で、天皇が諸卿による審議が必要であると判断されたものが、「勅」により陣定にかけられた。

要するに、天皇への「上奏」事項、上卿の判断による「上宣」事項によって、処理を進めて行く中で、何らかの問題が生じ、天皇が必要と感じたら、「陣定」で審議が行われる、という流れであった。

三、陣定について

(1) 陣定の手順

陣定とは、太政官の最高幹部である公卿が、左右近衛陣にある座について行う会議の事である。まず、陣定の手順について、『江家次第』と『西宮記』より見てみよう。

陣定事

大臣奉仰、定日催諸卿、

仰外記令催之、大臣外記自參催申之、自餘令召使催之、若給文云

者、先給弁令勸先例、又給外記令勸之、近例官即統文、外記別奉

勸文、諸国申請事等唯雖有可定申之仰、給弁令勸例後定之、

大臣着陣、(令置膝突如恒、)

諸卿參着

藏人下文、(兼日給書之時、令官人奉之、)

大臣下文書、(諸卿次第一々見之、有數通之時、或且隨見下之於次

人、)

參議見畢之後令進硯、(或先進之、大弁奉大臣仰召史仰之、其硯管加入統紙、「加懸紙」統飯、攪板等、)

次令參議統之、(大弁若無者、他參議亦得、)

次自最末人定申之、(西記云、自上定申之、)

定畢後令大弁書之、每書畢一條令誦拳、大弁加定文於本解進之、

伝自座上次第進之、大臣付藏人令奏之、

△以下略▽

(『江家次第』卷十八)

陣定事、上卿奉勅仰外記、廻告諸卿、諸卿參会、上卿以伝勅旨、

若有申文書以其文見下、諸卿一々陳所懷之理、自下申上(旧例自

上定下)、上卿或令參議書定申旨、付頭藏人奏聞、輕事以詞奏、

(延木十六、十二、於藏人所被定看幸日時、初有陣定)

(『西宮記』卷七)

以上の二つの史料から、陣定が次のような次第で行われていたことがわかる。

- ①上卿(大臣)はあらかじめ天皇の勅をうけて開催日時を決め、諸卿に開催を通知する。開催通知は、外記に行わせる。相手が大臣の場合は外記が自らおもむいて通知し、それ以外の公卿の場合は、召使に通知させる。弁官あるいは外記に、議案に関する先例を「勸申」(調査・報告)させておく。最近では、弁官には「統文(つづきぶみ)」、外記すには「勸文」を出させている。諸国申請雑事については、必ず弁官に先例を勸申させて定める。
- ②上卿が陣座に着き諸卿が着座すると、藏人を通して天皇から議題の文書が下される。
- ③上卿は議題の文書を諸卿に回覧し、参議(大弁)に文書を読み上げさせる。
- ④位次の最末のものか

ら順に意見を述べて行く。⑤意見が出尽くすと、参議大弁がその内容を書く（定文）。一条書き終わることに読み上げて確認する。確認が終わると参議大弁は、「定文」と議題の文書（「本解」）を上卿に進上する。⑥上卿はその「定文」を藏人に付して天皇に奏聞する。「軽事」ならば定文を作らず口頭で奏聞する。

（2） 陣定の基本的特徴

次に陣定の基本的特徴を見てみる。陣定は、定例のものではなく、通常の政務の中で公卿の会議を必要とするのみなされたものについて行われた。この、陣定を行うという発議権は天皇のみにあった（①）。また陣定では、公卿は下位のものから順に意見を述べていった（④）。これについては、前掲『西宮記』の記事に見えるように古くは最上の人からであったが、この時期の陣定は最下位の人からになっているので、上級の人の意見に左右されずに、自分の思うところを発言できる、という点で、適切であった²⁹⁾。そして、陣定では必ずしも意見の一致は求められていなかった。意見が分かれた場合には、通常は諸意見をそのままにすべての意見を列挙して定文が作成されていた（⑤）。すなわち、ここでは少数意見も尊重されていたのである。つまり、陣定は決定機関ではなくあくまでの審議機関であったので、公卿の意見をすべて列挙して定文が作成し提出され、天皇はこの陣定で公卿が出して来た意見を参考に、決裁を行っていたのである。この定文については、第四章で取り上げることとする。

また、新任で日の浅い公卿は発言を遠慮する風習があったり、議事当事者と直接親縁関係のある公卿は、退席する風習があったりしたが、これらから、陣定はそうした個人的利害を越えた、公平な審議が求められていた、ということが分かると思う。

（3） 二種類の陣定

また、同じ陣座で行われる定には、「（1）上卿と執筆参議のみが会して行う陣定」と、「（2）公卿たちによる陣定（公卿会議）」とが存在した。この二つの陣定については、従来は二つに区分せず、一つのものとして考えられてきたが、最近、その内容から二つに区分される、ということが分かってきた。陣定に二つの性格があるということを描き出したのは、美川氏、坂本氏、大津氏、大西氏である。まず美川氏は、「同じ陣座で開かれる定の中に諸卿を召集し審議する陣定とは別に、上卿と定文を執筆するための参議各一人のみが集まって行う定があり、軽事と認識された問題の多くが後者の定めで処理されていた」とされた³⁰⁾。また坂本氏は、「陣定の場合は、全公卿が召集されるのではなく、上卿一人が参議一人をともなつて『定』を行うことがあった」として、『中右記』天永三年十二月十日条の例を挙げられて、全公卿を召集するほどでないものについては、上卿一人が参議一人を伴つて、「略式の陣定」を行つたと述べられている³¹⁾。また大津氏は、これを「陣定ではない定」と称された。そしてさらに、大西氏はこの陣定の分類を細かく行われている。ここでは大西氏の論を中心として、「陣定」を分類していくかと思う³²⁾。

まず、「（1）上卿と執筆参議のみが会して行う陣定」を見てみる。これは、主に年中行事的な節会執行のための参加者の選定と、行事開催の日程の選定などに限られていた。この陣定は、諸卿が会することなく、弁や史によって提出された関係文書をもとに、上卿と定文を執筆するための参議の各一人が集まって処理を行い、実質的な「定」は上卿が行っていた。そして、実質的な定の部分は非常に簡略的であった。また、上卿・参議のいずれにおいても何らかの事情で不参の場合は、臨時的な代替措置によって行われた。そしてたいは、予定通りに行われ、延引されたとしても、スムーズに定められた。

次に、「(2) 公卿たちによる陣定」を見てみる。これは、天皇または上卿個人の判断や先例のみでは処理し得ない難問題についての陣定であった。そしてその内容は、国家大事の意味合いで行われるもの(諸国申請雑事や受領功過定など)が、主流であった。また、この陣定の進行方法は前述のとおりである。ここでは、公卿不参の場合の代替措置はほとんど見られなかった。また、公卿不参による延引は何回も行われた。このように(1)の陣定と異なる方法をとったのは、ここでの陣定の審議が重要なもので、慎重に定められなければならないからなのである。先に紹介した倉本氏の論は、そもそも「陣定」に二種類あったことを見逃され、『権力核』の恣意によって公卿会議か上卿による決裁が選択されたと理解された点で、重大な誤りがあるといわねばならない。

四、陣定の実際とその意義

この章では、「(2) 公卿たちによる陣定」の具体的な事例を取り上げ、陣定の意義とその果たした役割について見ていこうと思う。

参内、(午四刻)、宰相乗車後、先是中納言経房参入、
 其後大納言齐信、公任、中納言行成、参議道方、朝経参入、定国々
 司・將軍永盛等申請雑事(和泉、伊勢、志摩、遠江、近江、陸奥、
 若狭、加賀、隱岐、備前、備後、因幡、因幡開発田事、讃岐)、未
 定了間秉燭、
 後左中弁経通下給大宰府言上筑前国・宍岐・对馬等島人・牛馬為刀
 伊人被殺害並被追取解文、勲功者注申事、又所々合戦状、勘問刀伊
 人及此度流来未斤達等文、
 石清水官別当方眼和尚位定清等並権別当法橋上人位元命申請文等、
 伝仰云、大宰言上下文中注進勲功者可賞哉否、又流来者並初刀伊人

等勘問等事可定申、又定清並元命等申請事同可定申者、国々司・將軍等申請事定申趣、其定文在別紙、

抑勲功賞了有無如何、大納言公任・中納言行成申不可行之由、其故者有勲之者可賞進由雖載勅符、勅符未到之前事也、余云、不可謂勅符未到、仮令雖不募賞事、至有勲功者賜賞有何事、寛平六年新羅凶賊到对馬島、島司善友打返、即給賞、雖無被募、前跡如他此、事相同就中刀伊人近来警固所又追取国島人民千余人並殺害数百人・牛馬等、亦殺宍岐守理忠、而太宰府免兵士忽然追返並射取刀人、猶可有賞、若無賞進、向後事可無進士、大納言齐信同余定、其後大納言公任・中納言行成及已次皆同、件等定文注付、

大宰府言上賊徒合戦間雑事、一、府所注進勲功者事、右大将藤原朝臣(実資)・中宮大夫藤原朝臣(齐信)・権大納言藤原朝臣(公任)・権中納言藤原朝臣(行成)・皇太后宮権大夫藤原朝臣(経房)・左大弁源朝臣(道方)・右大弁藤原朝臣(朝経)・資平朝臣等定申云、先日賜勅符之日、被募功伐之間有統輩隨其状可加抽賞之由、而所注申者在勅符未到着以前、不可理必被行其賞歟、但散去余衆非無向後之畏、為勸後輩卿可賞進歟、

一、生虜者勘問事、同前諸卿等定申云、所注進之人合戦間、雖多中矢者、捕得賊徒唯三人也、而勘問之場共陳申高麗国人之為刀伊賊徒等被虜之由、縱雖非刀伊国之人、同船数日之間、蓋見其案内、而不窮問其趣、難散鬱結、又拷訊之者不承伏時度々可究拷也、加之不注杖數、頗以不慥、重以窮問可言上其旨歟、又言上流来高麗国事、同前諸卿定申云、先日賊徒之中多有高麗国入者、此間流来輩非無事疑、安置別所重令尋問可經言上之由可被下知歟、抑異国賊徒来候之恐不可不慎、先後来触、何不怖畏、方々可被祈禱歟、

石清水官別当方眼和尚位定清等・権別当法橋上人位元命申請事、右大将△〃等定申云、内外並寺社司、雖権官者、文書署了、是則恒例

也、若猶執行之人有致雜怠、先被問其由、処科責、後可被定替人也、
無故相並可難定申歟、（『小右記』寛仁三年六月二十九日条）

この日の陣定は、三つの議題があった。最初に諸国申請条事について、次に刀伊の入寇について、最後に石清水八幡宮別当定清らと権別当元命が申請していたことについて、である。ここでは、刀伊の入寇に関する陣定について検討を加えてみたい。

この日の陣定を見てみると、勲功者に対する恩賞の賜与について、出席した公卿たちが、順番に自分の意見とその理由を述べていっている様子が分かる。藤原公任や藤原行成が、恩賞を約束した勅符は四月十八日のものであるが、戦いが終わったのは、その勅符が大宰府に到着する前のことだから恩賞を与える必要はない、と言ったのに対して、藤原実資は、寛平六年（八九四）新羅賊の襲来の際の例を引用して、勅符が到着していたかどうかは関係なく、今後のことも考えて今回の勲功者たちにはそれなりの恩賞があるべきだ、と言ったのである。すると、会議に出席していた公卿たちは、その実資の意見の方がより好ましい、として同意したのである。与える必要はないと言っていた、公任や行成でさえ、実資の理由を聞いてそれに同意したくらいである。このように陣定は、より良い意見を公卿みんなで見つけていくための合議の場になっていたと思われる。陣定で交わされたいくつかの意見の中から、理由や根拠を基にしなが、どうするのが一番よいかを公卿自身が判断し、より良い意見があればこの日の陣定の様に、自身の意見を撤回し、より良いと考えられた意見に同意することもあったのであり、そういう議論を重ねて行って、それが合議の結果とされたのである。またこの陣定をうけて作成された定文について見てみると、公任や行成の撤回した意見が書かれていないことに気づく。しかし、みんなが同意した実資の意見だけが書

かれていないわけでもない。勲功は、本来、恩賞を約束した勅符が大宰府に到着する前のことだから恩賞を与える必要はないが、今後のことも考えて今回の勲功者にはそれなりの恩賞を与えるべきである、という実資の意見をベースにして公任や行成の撤回した意見も取り入れた折衷案の定文になっている。陣定では、基本的にはそれぞれの意見を並列して定文が作成されるが、この日のように最終的に意見が一つにまとまった場合は、定文に意見が集約されて表れることもあったのである。このように、定文には、公卿たちが議論したことがすべてそのままの形で現れてくるわけではない事が分かる。定文には現れて来ない公卿たちの意見を交わす過程が本当は陣定で行われていたとしても、それが表に出て来ない場合もあり、定文から陣定での途中経過がすべて見えるわけではないと言えるのである。この史料からは陣定では公卿たちが意見を出しあつてより良い意見に練り上げていく過程があった、という事実がはっきりと現れている。このように、陣定は、国家意思を形成していく過程において公卿の意見をより良いものに高め集約していくという役割を果たしており、天皇の意思形成に役立っていた事が分かる。

そして、この後で天皇がどのような判断を下したか、ということは陣定の意義を考えるうえで関係のないことなのである。陣定の決定を受けて天皇がどんな結論を出したとしても、例えば陣定の結果を採用したとして、それはその案に天皇が同意しなければ成り立たないことであると思う。公卿の出した案が、最終決定に至るまでの天皇の思考過程に何らかの形で影響を与えていることそのものに陣定の存在意義がある、と言えると思うのである。

以上見てきたことから、従来の陣定の役割を軽視するような見方に対しては、それらが陣定を決定権の有無の観点からとらえられており一面的である事が言えると思う。天皇の決定の参考意見として、陣定での定文が提出されていたことは事実である。またその意見は、たとえ定文に

はすべてが現れてこないとしても、先程の史料の検討からも分かるように、陣定の参加公卿によってより良い意見へと練り上げられたものである。天皇は、その意見を参考に決定を下していたのであるから、陣定で形成された公卿たちの意見が、何らかの形で天皇の決定に影響を与えていたのは確かであり、陣定の意義を見るとときに決定権の有無の観点からとらえるべきではなく、陣定には国家意志形成過程に重要な意義を有していたといえるのではないか、と思う。

おわりに

以上本稿で繰り返し述べてきたように、陣定は、公卿の審議の過程にこそその存在意義があり、審議機関としての役割は果たされていた、と言える。

註

- (1) 橋本義彦 「貴族政権の政治構造」(『岩波講座日本歴史四』、一九六七)。土田直鎮 「摂関政治に関する二、三の疑問」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二)
- (2) 倉本一宏 「一条朝における陣定について―摂関政治構築のための一試論―」(『古代文化』三九一六、一九八六)。以下、倉本氏の説はこの論文による。
- (3) 美川圭 「平安時代の政務とその変遷」(『古代文化』四六一一、一九九四)
- (4) 下向井龍彦 「平安時代史研究の新潮流をめぐって―十世紀後半半期論批判―」(『研究と資料』一五〇、一九九七)。以下、下向井氏の説はこの論文による。今正秀 「王朝国家中央機構の構造と特質―太

政官と藏人所―」(『ヒストリア』一四五、一九九四)。以下、今氏の説はこの論文による。

- (5) 藤木邦彦 「陣定について―平安時代における政務執行の一形態―」(東京大学教養学部人文学科紀要『歴史と文化』五、一九六一)
- (6) 倉本一宏 前掲(2)論文
- (7) 井原今朝男 「中世の天皇・摂関・院」(『史学雑誌』一〇〇一八、一九九一)。以下、井原氏の説はこの論文による。
- (8) 大津透 「摂関期の陣定―基本的考察―」(山梨大学教育学部研究報告第四六号、一九九五)
- (9) 美川圭 「公卿議定制からみる院政の成立」(『史林』六十七巻四号、一九八八)
- (10) 坂本賞三 「御前定」の出現とその背景―院政への道程―」(『史学研究』一八六号、一九九〇)
- (11) 大西幸恵 「王朝国家期における陣定の実態について―いわゆる摂関期を中心に―」(広島大学文学部史学科国史学専攻卒業論文、一九九〇)
- (12) 橋本義彦 前掲(1)論文
- (13) 曾我良成 「王朝国家期における太政官政務手続きについて―序論文・南所申文・陣申文」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、一九八七)
- (14) 土田直鎮 前掲(1)論文
- (15) 土田直鎮 『日本歴史体系―原始・古代』(山川出版社、一九八四)
- (16) 土田直鎮 「公卿と政務」(『日本の歴史五 王朝と貴族』中公文庫、一九七三)
- (17) 曾我良成 「王朝国家期政務研究の現状と課題―陣定の評価をめぐって―」(歴史科学協議会編『歴史評論』五〇〇号、一九九四)

- (18) 美川圭 前掲(3)論文
 (19) 曾我良成 前掲(13)論文
 (20) 今正秀 前掲(4)論文
 (21) 曾我良成 前掲(17)論文
 (22) 大津透 「撰関期の陣定―基本的考察―」(山梨大学教育学部研究報告第四六号、一九九五)
 (23) 寛仁元年(一〇一七)九月二十八日に、近江国藤原惟憲の申請が陣定で審議された。ここでは三つの意見に割れたが、十月九日条によって、去年分は神寺料を除いて裁許するという意見に決まった、ということが分かる。
 (24) 治安元年(一〇二二)十二月九日に陣定にかけられた伊勢国司の白米減省の、申文を上卿の実資が前例の続文が間違っていると保留し、十六日に陣定を平木代々の文書を準備させて検討し、改めて申請を許可することを定め、二十二日に諸卿の定による、という天皇の仰せがあり、正式に官奏に入れられたことが分かる。
 (25) 異国人の来着にかかわる問題などの臨時に発生した事件は、陣定で繰り返し審議された。また、宋人を安置して交易を許すかどうかという日常的なおこる問題は、それを判断するに当たって基準となっていた年紀制のみにとらわれることなく、さまざまな状況に応じた政治判断をするために、陣定によって審議された。
 (26) 今氏は、前掲(20)論文中で、定の案件について依拠すべきものとしてふさわしい《例》の選択がどのようになされるかは、この時期の貴族における《例》をめぐる思考の構造にかかわる問題である、として龍福義友氏の「平安中期の《例》について」(『論集中期の窓』(吉川弘文館、一九七七年)所収)を取り上げられて、「《例》は元来発生の時を異にする二つの事実の統一を求めるのを本質とする」が「二つの事実の適合はどんな場合でもある程度の差異をあらかじめ許容さ

- れて成り立つのであり、その差異の存在こそが《例》の価値基準としての独立性を保証する」という特色をもっているので、公卿たちが《例》に依拠するにあたっては、「《例》と社会的事実との関連のさせ方」に気をつけて、「実証的検討や実証的批判に堪え、事実の論理と社会的一般性を満たす《例》を見いだすために、《例》の適用のさせ方について、思考を重ねていた、とされた。そして、このような《例》の多様性から、陣定での意見が並立して奏上された、とされた。
 (27) 土田直鎮 前掲(15)論文 以下この節においては、土田氏の説はこの論文によるものとする。
 (28) 曾我良成 前掲(17)論文
 (29) 大津透 前掲(22)論文。以下、大津氏の説はこの論文による。
 (30) 美川圭氏 前掲(9)論文
 (31) 坂本賞三氏 前掲(10)論文
 (32) 大西幸恵氏 前掲(11)論文。以下、大西氏の説はこの論文による。
 (付記) 本稿は、一九九七年一月に提出した卒業論文を補訂したものである。補訂にあたり、奈良教育大学の今正秀先生に原稿を読んでいただき、ご助言を得た。記して感謝したい。